第八条第五項	運転資本の額		自らの運転資本の額及び共同設定者の運転資本の額
	次に		それぞれ次に
	対象設備等		対象設備等（自らの運転資本の額の計算にあっては自らの設置する対象設備等をいい、共同設定者の運転資本の額の計算にあっては共同設定者の設置する対象設備等をいう。）
第八条第八項	営業外費用		営業外費用（自らの営業外費用と共同設定者の営業外費用を合算したものをいう。）
第十条第四項	法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計		自らの法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計並びに共同設定者の法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計
第十三条第二項第二号	計算した運転資本		計算した自らの運転資本
	運転資本＝前号の調達費用×（ＳＩＭカードの提供からこれに係る接続料の収納までの平均的な日数／三百六十五日）		自らの運転資本＝前号の調達費用×（自らのＳＩＭカードの提供からこれに係る接続料の収納までの平均的な日数／三百六十五日）

3　第一項の承認を受けた二以上の事業者のうち同項の一の事業者以外の事業者は、同項の全部又は一部の法定機能に係る接続料について、前二章の規定にかかわらず、当該一の事業者の設定した接続料と同額として設定するものとする。

第六章　接続料の計算等

第十七条　事業者は、法第三十四条第六項の規定により毎事業年度の会計を整理したとき（前条第一項の承認を受けた二以上の事業者にあっては、当該二以上の事業者のうち自ら以外の事業者が整理したときを含む。）に、その結果等及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算するものとする。

2　事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、法定機能ごとに、当該法定機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該法定機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあっては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

第五章　接続料の計算等

第十六条　事業者は、法第三十四条第六項の規定により毎事業年度の会計を整理したときに、その結果等及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算するものとする。

2　事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあっては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。